

四万十町 学校適正規模・適正配置等検討委員会

1. 委員(平成 19 年 5 月 30 日委嘱)

選出区分	氏名		役職	備考
学校 PTA (3名)	1	窪田 敏宏	窪川地区 PTA 代表	
	2	宮崎 勇二	大正地区 PTA 代表	
	3	藤本 綱男	十和地区 PTA 代表	
学校女性委員 (3名)	4	石本 博子	窪川地区 PTA 女性委員代表	
	5	宮脇 玲子	大正地区 PTA 女性委員代表	
	6	高橋 智鶴子	十和地区 PTA 女性委員代表	
区長会 (3名)	7	川村 英子	窪川地区区長連絡協議会会長	
	8	伊与木 豊	大正地区区長連絡協議会会長	
	9	竹内 忠征	十和地区区長連絡協議会会長	
学校長 (6名)	10	千谷 純一	大奈路小学校長	
	11	戸田 晶秀	窪川小学校長	
	12	松岡 雅士	興津小学校長	
	13	大崎 いつ	十川中学校長	
	14	國見 寛	北ノ川中学校長	
	15	西尾 洋之	窪川中学校長	
学識経験者	16	中平 克喜	元四万十町教育長	

2. その他

区分	氏名		所属	備考
オブザーバー	1	寺尾 正史	高知県教育委員会教育政策課	
"	2	山岡 彰彦	高知県教育委員会教育政策課	
"	3	その他		

3. 事務局

氏名		役職	備考
1	水間 淳一	教育長	
2	長谷部 文男	教育次長	
3	掛水 誠幸	学校教育課長	
4	山本 弘光	生涯学習課長	
5	長谷部 卓也	学校教育課 総括主幹	
6	長森 伸一	学校教育課 主幹	

四万十町学校適正規模・適正配置等検討委員会要綱

(設置)

第1条 児童及び生徒の教育環境並びに教育施設の今後のあり方を検討するため、四万十町学校適正規模・適正配置等検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問を受け、次に掲げる事項について審議し答申する。

(1) 町が設置する小学校及び中学校(以下「学校」という。)の適正規模に関すること。

(2) 学校の適正配置に関すること。

(3) その他教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから教育委員会が委嘱する。

(1) P T A

(2) P T A 女性委員

(3) 区長会

(4) 学校長

(5) 学識経験者

(6) その他

(任期)

第4条 委員の任期は、諮問のあった日から諮問事項の答申の日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を各1人を置く。

2 会長は、委員の互選によって選出し、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、委員の中から会長が指名し、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が召集し、その議長は、会長を持って充てる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めその意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の事務局は教育委員会に置き、庶務は学校教育課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月30日から施行する。

19四教学第117号
平成19年 5月30日

四万十町学校適正規模・適正配置等
検討委員会 会長 様

四万十町教育委員会

四万十町立小中学校の適正規模・適正配置の諮問について(依頼)

四万十町学校適正規模・適正配置等検討委員会要綱第2条の規程により、下記事項について検討のうえ、答申いただきますようお願いいたします。

記

1. 諮問事項

- (1) 四万十町における町立小中学校の適正規模・適正配置に関する基本的な考え方
- (2) 四万十町における町立小中学校の適正規模・適正配置の具体的な方策(短・中・長期展望)

2. 諮問の趣旨

全国的に過疎化・少子化が進行する中、四万十町においても年々児童生徒の減少が進み、町立学校のほとんどが複式学級を編制すべき過小規模校に分類されます。

過小規模校については、子ども同士の深いつながりや、一人ひとりに即した指導ができるなどのメリットがあります。しかし、グループ活動や様々な学級活動において同年齢で集団が形成できないためにコミュニケーション能力等を育成する機会が得られないデメリットも生じ、その結果、「生きる力」をのばすことができなくなることも考えら、そのデメリット解消への対応が課題となっています。

そのため四万十町では、「総合振興計画(案)」で「すべての児童生徒が集団の中でも自己の良さを発揮できるよう、学習集団の適正数を考慮しながら、適正規模の小中学校の配置を検討」することを主な施策に掲げています。

四万十町教育委員会においても、四万十町の将来を担う子どもたちによりよい教育環境を整備するとともに、「夢」と「希望」と「勇気」をもって、「力強く生き抜いていく力」をつけてもらうため、以下の視点に基づいた意見を教育関係者や地域の方々から伺う必要があると判断し、諮問させていただきました。

四万十町の状況に応じた教育・学習・学校経営等の観点からの適正規模・適正配置

このことを踏まえて、検討をお願いするとともに、「四万十町の子どもたち」にとって一番よいと考えられる町立小中学校の適正規模・適正配置の答申をお願いします。

(法令等における適正規模の定義)

児童生徒数	国基準：小中学校ともに1学級40人。(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条)
学級数	国基準：小中学校ともに12学級以上18学級以下を標準とする。(学校教育法施行規則第17、55条)
小規模校	高知県基準：小学校12学級、中学校6学級を下回る学級。
過小規模校	高知県基準：小規模校のうち、複式を有する学校。

学校適正規模・適正配置等検討委員会の位置づけについて

平成19年 5月30日
四万十町教育委員会

